

第 28 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 5 年 12 月 14 日（木）13 時 30 分～14 時 15 分

（開始）

○司会（寺井室長）

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 28 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、年末の大変お忙しいところを御参集賜りまして、本当にありがとうございます。

また、新たな任期の初回につきまして、委員の皆様方には快く委員の御就任をお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

開会に当たりまして、改めて、委員会の沿革について、御紹介をさせていただきます。

京都市では、かつて同和対策事業の一環として実施してきました奨学金制度につきまして、国の制度が給付制から貸与制に移行した後も、奨学金の借受者にその返還額と同額の自立促進援助金というものを支給することで、実質的に給付制を維持してきました。

しかしながら、社会情勢の変化の中で、援助金を一律に支給することが違法との住民訴訟の判決が平成 19 年に確定したことによりまして、制度の抜本的な見直しが必要となりました。制度の見直しにつきましては、学識経験者を中心とする京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を設置して御議論いただいた結果、自立促進援助金制度を廃止し、奨学金の返還と免除という制度に改めるよう提言を受けました。

併せて、当初の説明を翻して、制度を見直すことにより、関係者、借受者の皆様方に少なからぬ混乱と痛みをもたらすことから、十分な説明と実態に即した誠意ある対応、こういったものを行うよう強く求められたところでございます。

この総点検委員会での議論を踏まえまして、既にご承知のとおり地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的としまして、この京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例に基づいた委員会を設置したものでございます。

当委員会の会議につきましては、原則公開として、傍聴席を設けております。本日は傍聴される方はおられません、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております「前回委員会の了解事項および議事録」につきましては、既に宮川前委員長に御

了解いただいたうえで、京都市の共生社会推進室のホームページで公表をさせていただいております。この点も御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員改選後の最初の委員会でございますので、新たに御就任いただきました委員の方もおられます。最初に、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず松尾美幸委員でございます。

○松尾委員

松尾美幸と申します。よろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

よろしくお願いいたします。

渡邊正子委員でございます。

○渡邊委員

渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

よろしくお願いいたします。

今回から委員に御就任いただきました田辺保雄委員でございます。

○田辺委員

田辺でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

よろしくお願いいたします。

同じく今回から委員に御就任いただきました毛利隆志委員でございます。

○毛利委員

毛利でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。共生社会推進室 後藤啓発・事業調整課長でございます。

○後藤課長

後藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

水野人権文化推進課長でございます。

○水野課長

水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

高瀬担当係長でございます。

○高瀬係長

高瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

森担当係長でございます。

○森係長

森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

奥野係員でございます。

○奥野係員

奥野です。よろしくお願いいたします。

○司会（寺井室長）

最後に私、文化市民局の共生社会推進室長寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進行させていただきます。

議事に入ります前に、会議の成立について確認いたします。本日の委員会につきましては、4人の委員様全てが御出席いただいておりますので、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項に規定する定足数、過半数でございますが、これを満たしておりますので会議が有効に成立いたしております。

それでは、最初の議題、「委員長の選出」について、審議をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして1ページの資料1を御覧願います。

委員長につきましては、条例の施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

ここで、委員の皆様方から、推薦等をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○渡邊委員

推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○司会（寺井室長）

お願いします。

○渡邊委員

では、令和元年度から委員を務めていただいております松尾委員に、これまでの御実績を踏まえて委員長への就任をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○司会（寺井室長）

ありがとうございます。

ただ今、渡邊委員から、松尾委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。よろしければ拍手で御同意の意を表していただければと存じます。

（拍手により承認）

○司会（寺井室長）

御同意いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様から賛同いただきましたので、松尾委員に委員長をお願いしたいと存じます。

それでは松尾委員長には、委員長席への御移動をお願いいたします。

（松尾委員、委員長席へ移動）

○司会（寺井室長）

それでは、規則第5条第2項の規定により、会議の議長は委員長が務めることになっておりますので、以降の会議の進行につきましては、松尾委員長にお願い申し上げます。

松尾委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾委員長

改めまして、松尾でございます。若輩の身ではございますけれども、御推薦をいただきましたので謹んでお受けいたします。

それでは、次の議題である「委員長職務代理者の指名」に移らせていただきます。委員長職務代理者につきましては、規則第4条第4項の規定により、委員長があらかじめ指名することと定められておりますので、恐縮ですけれども、毛利委員にお願いしたいと思いますが、毛利委員いかがでしょうか。

○毛利委員

はい、結構でございます。

○松尾委員長

ありがとうございます。それでは、毛利委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次の議題である報告事項に移りたいと思います。

「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（後藤課長）

事務局から、着席にて説明をさせていただきます。

資料の右肩に「資料2」と記載されている資料のほうを御覧いただけるでしょうか。こちらは令和5年9月末日現在の「奨学金等返還事務の取組状況」についてでございます。

奨学金は貸与規則によりまして、学校を卒業した月の翌月から起算して6箇月を経過した後に返還が始まることとなっております。ほとんどの方が3月に卒業されることから、翌4月から半年経過後の10月より翌年9月までの1年を奨学金の事務においては返還年度と呼んでおりまして、この資料は、令和4年10月1日から令和5年9月末日までの令和4返還年度分が終了した時点での取組状況についてまとめたものでございます。

まず、1番の「平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた奨学金は、条例で一律免除となっております。後程、また資料に出てきますが、こちらは平成13年度以降分の取組状況を人数ベースで記載しておるものです。

返還手続の対象者は、借受者全体欄に記載の1,404人で、このうち完納等は316人となっております。ここでの完納等とは、表の下注1をご覧いただきたいのですが、「完納または免除により令和3返還年度までに返還手続が終了し、令和4返還年度以降の対応が不要となった方の人数」でございます。

令和4返還年度の手続の対象者ですが、借受者1,404人から完納等の316人を除いた1,088人で、全体の77.5パーセント、8割弱となっております。この1,088人の

うち、返還免除の方が 916 人、返還の猶予を受けた方は 0 人、令和 4 返還年度の手続対象者 1,088 人のうち、返還免除となった方は 84.1 パーセント、8 割強となっております。

この返還免除には、令和 4 返還年度に返還免除を決定した方だけでなく、平成 30 返還年度から令和 3 返還年度までに 5 年分の免除決定を行って、令和 4 返還年度が免除期間中である方も含まれております。

返還請求欄の 172 人につきましては、返還免除でも返還猶予でもない方で、このうち令和 4 返還年度分を納付された方が返還済欄の 159 人、返還請求対象者の 9 割強となっており、令和 4 返還年度分の返還が完了していない方は未返還欄の 13 人となっております。この 13 人が、令和 4 返還年度末時点の未返還者ということになります。

表の下注 4 に、この 13 人の状況をまとめておりまして、令和 4 返還年度分から新たに未返還となった方は 10 人でございますが、この 12 月の督促発送日までに 5 人の方が返還手続に応じていただけました。また督促が発送された残りの 5 人のうち、3 人の方は督促後すぐに返還すると意思表示されまして、残りの 2 人の方につきましては、返還に応じていただけるよう引き続き折衝を行ってまいります。

未返還の 13 人から、令和 4 返還年度分が未納の 10 人を除いた 3 名につきましては、令和 2 返還年度以前から未返還となっており、うち 1 人は担当者の粘り強い折衝の結果、本年度に分納誓約を交わし、現在分納中となっております。

もう 1 人は所在不明。もう 1 人は、後程説明いたしますが、返還の意思が見えなかったことから民事訴訟を提起しております。

表の下注 2 でありますが、令和 4 返還年度をもって返還手続が終了した方は 143 人で、令和 4 返還年度の終了時点では、完納等に掲げる 316 人と合わせた 459 人、借受者全体の 3 割強の方が返還が終了していることとなります。

次に、「(2) 令和 4 返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」でございます。こちらは、令和 4 返還年度の手続対象者 1,088 人の状況を件数ベースと金額で記載したものでございます。

まず完納等以外の 1,088 人について、件数では 1,406 件、金額にして 9,958 万 4,000 円でございます。人数と件数が一致しないのは、例えば、お 1 人の借受者が高校と大学で奨学金を利用されていれば、お 1 人につき 2 件とカウントすることになるためです。

続いて、返還請求の対象は 237 件、金額にして 1,723 万円。この返還請求のうち返還されたのが 221 件で、1,648 万 9,000 円であり、返還請求に占める返還済の割合は件数、金額ともに 95 パーセント前後となっております。

一方で、返還されずに未収入となっているのは、16 件で 74 万 1,000 円。返還請求に占める割合は件数、金額ともに 5 パーセント前後となっております。

続いて、表の下に返還猶予の理由別の内訳を記載しておりますが、令和 4 返還年度分は猶予はありませんので、いずれも 0 件となっております。

次のページでございます。返還免除 1,169 件の理由別の内訳ですが、すべて借受者の所得が基準以下による免除となっております。

続いて、履行期限の延長の状況でございますが、履行期限の延長とは、所得が免除基準である生活保護基準の 1.5 倍以下には該当せず、免除とはならないものの、経済的な負担に配慮して返還期間を延長することによって、1 年当たりの返還金額を最大 2 分の 1 にする措置を取るものでございます。この履行期限延長の件数は、返還請求 237 件のうち 23 件、17 人となっております。全て所得が基準以下のためとなっております。

続いて、「(3) 督促・催告の実施状況」でございます。滞納が生じた場合、注 1 の表に記載のとおり、年度末である 9 月末の履行期限から 3 箇月後の 12 月に、まず督促を行いまして、その後、未納が続けば 3 箇月ごとに催告を 4 回行い、それでも返還に応じられない場合に特別催告をその後、年 2 回行うこととしております。

表は督促と催告の発行日ごとに、督促・催告の対象者数、講じた措置と督促・催告後の返還手続がどのようなになったのかの内訳を示しております。

令和 3 年 12 月 1 日に、3 人の対象者のうち 2 人に督促を行いまして、もう 1 人に対して特別催告を行った結果、お 1 人の方が手続を行って免除となり、残りの 2 人の方は対応が何もなかった状況となっております。

令和 4 年 3 月以降の催告については、いずれも、この未対応の 2 人に対するもので、次の (4) の方に挙げている 2 人のことなので、そちらのほうは割愛させていただきます。

続いて、「(4) 法的措置対象者」についてでございます。過去の監理委員会で審議いただき了解いただいた法的措置の着手基準としまして、督促後、約 1 年かけて 4 回程度の催告をしても返還に応じない方が対象者要件となっていることから、その要件に該当する方として、表には 2 名の方の状況を記載しております。

番号 1 の方については、昨年、民事調停を申し立てたものの不成立で終わりましたので、今年民事訴訟を提起した案件ですが、後程の報告事項になっておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次のページでございます。番号 2 の方については、京都市からの呼びかけに借受者本人から反応がない中、本人は京都市外に住んでおられ、頻繁に本人宅を訪問することができないことから、担当者が連絡窓口である母親宅を何度も訪問し、粘り強く折衝した結果、来年 3 月までの分納誓約を交わし、現在分納いただいているところでございます。

続いて、2 番の「平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和 4 年度決定分）」についてでございます。平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例の規定により一律に返還を免除をすることされているものですが、免除の決定は、貸与している全額を一括に免除するのではなく、自立促進援助金を廃止しました平成 19 返還年度分以降、毎年、履行期限が到来した債権ごとに行ってお

ります。

平成 12 年度以前分の免除決定の対象総額は、(1) に記載のとおり 18 億 3,403 万 5,630 円、対象となる借受者数は約 2,200 人となっております。このうち今回の令和 4 年度の免除決定分は 1,318 万 5,845 円となっております。

アとイは、それぞれ期限の到来による一律免除と、借受者がお亡くなりになった場合の残額の一括免除の件数と金額で、今回の免除は、全てアの期限到来による一律免除となっており、イの死亡による免除は該当がございませんでした。

(3) ですが、これまでの免除決定の総額は 18 億 1,762 万 8,440 円となっており、これは(1) に記載の対象額の約 99 パーセントに当たって、金額的にはあと 1,600 万円程となっております。

この平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、令和 8 返還年度の免除対応をもって手続きが終了することとなっております。

次のページ、4 ページと 5 ページは、直近 5 年分の取組状況を掲載しており、参考資料につきまして、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○松尾委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から、何か質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に 2 件目の報告案件、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について、報告を受けたいと思います。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（後藤課長）

はい。それでは事務局の方から資料 3、右肩に「資料 3」と書いている資料について、説明させていただきます。こちらは返還請求訴訟の状況についてでございます。

先ほどの資料 2 の取組状況報告の中で、法的措置対象者として記載していた方の概要でございます。

奨学金の返還に応じない借受者、ここでは「相手側 A」と記載しておりますが、この A に対し、民事訴訟を提起し、先般、京都地方裁判所のほうから、本市の訴えを認める判決の言い渡しがありました。その経過でございます。

2 の(1) からです。相手方 A は、平成 10 年 3 月、京都市地域改善対策奨学金貸与規則に基づき、本市に対して奨学金の貸与申請を行い、本市は相手方の大学在学期間である平成 10 年 4 月から平成 14 年 2 月まで月額 9 万円の奨学金を貸与し、その総額は 426 万 6,750 円となりました。

相手方は、この金額を平成 14 年 10 月から令和 4 年 9 月までの 20 年間で返還することとなりましたが、従来、本市は奨学金の貸与を受けた方のうち、返還免除の対象とならなかった方には返還額と同額の自立促進援助金を支給する制度を運用してきました。相手方もこの援助金の申請をしており、相手方が返還を開始した平成 14 年度返還分から平成 18 年度返還分までは当該援助金をもって奨学金の返還手続がなされています。

その後、本市は自立促進援助金の平成 19 年度以降分の支給を廃止し、平成 20 年 12 月に新たに奨学金の返還債務の取扱に関する条例を制定いたしました。相手方は平成 19 年度返還分から平成 25 年度返還分までの返還債務について、条例に基づく返還免除の申請を行い、本市は当該申請に対し返還債務を免除しております。

平成 26 年度以降分の返還については、相手方の所得が条例に基づく免除基準を超えたことから返還債務を免除しておらず、相手方は履行期限の延長を行い、本市はこれを承認し、相手方は承認された延長後の履行期限に基づき、平成 26 年 10 月から月賦による返還を開始いたしました。

しかし、令和元年 6 月末の返還を最後に、平成 30 年度返還分の一部と令和元年度以降の返還分について返還をせず、本市の度重なる支払催告にも関わらず返還に応じませんでしたので、平成 30 年度返還分の一部と令和元年度と 2 年度返還分の合計 45 万 3,334 円と延滞利子の支払を求め、昨年 9 月、民事調停を申し立てました。しかし、相手方自身は出廷せず、民事調停は不成立に終わっております。

そのため、本市は相手側に対して、民事訴訟を提起することについて、昨年 12 月の監理委員会においてご審議いただき、承認されました。

さらに、令和 5 年 2 月の市議会で訴えの提起に関する議決をいただきましたので、令和 5 年 6 月、相手方に対し履行期限を過ぎた平成 30 年度返還分の一部と令和元年度返還分から令和 3 年度返還分までの滞納金の合計 66 万 6,669 円の一括返還並びに延滞利子の支払いを求める訴えを提起いたしました。

また、その後、返還期限を迎える奨学金について、訴えの継続中に新たに滞納が生じたときは返還請求を追加することとしておりましたので、今年 9 月末に履行期限を過ぎた令和 4 年度返還分の 21 万 3,335 円を追加し、合計 88 万 4 円の一括返還とその利子の支払を求めています。

訴訟につきましては、今年の 10 月に第 1 回期日が開かれましたが、相手方は出廷せず、また反論を示す書類も提出されませんでしたので、11 月 7 日、本市の訴えが認められた判決が言い渡され、当該判決は 11 月 25 日に確定しております。

以上が相手方 A に対する民事訴訟の概要でございます。

○松尾委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆様から何か質問はございますでしょうか。

○田辺委員

これ、判決の確定は普通に特別送達ができている状態で確定したんですか。それとも何か、判決から確定まで時間がかかっているのはどんな状況で進んでいったのですか。

○事務局（後藤課長）

訴訟のときもそうだったんですけど、相手が最初、裁判所からの特別送達を受け取らなかったため、付郵便として再送付する必要が生じました。判決につきましては、相手方に送達されたのが11月10日であり、そこから控訴期間の2週間経過後の11月25日に確定したものです。

○田辺委員

借受者は市内在住ですか。

○事務局（高瀬係長）

市内です。

○田辺委員

お勤め先などはわかっている状況ですか。

○事務局（高瀬係長）

正確には分かっていません。

○田辺委員

はい、分かりました。

○松尾委員長

他にどなたか質問はございますでしょうか。

では、ありがとうございました。報告案件については以上でございますね。

せっかくの機会ですので、全体を通じまして、何かお気づきの点などございましたら、よろしく願いいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

他にご意見はなさそうですね。他に意見がないようでしたら、議事については以上で終了となります。

進行を事務局へお返しいたします。

○司会（寺井室長）

ありがとうございました。

それでは、本日はいろいろ御審議をいただきまして、ありがとうございました。

今回の委員会の議事録につきましては、事務局の方で案を作成しまして、委員長のほうに御確認をいただいた上で公表させていただくことになります。

次回の委員会の開催日の御案内をいたします。次回の委員会は臨時の案件がなければですが、また来年 12 月頃に開催し、令和 5 返還年度の取組状況の御報告などをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後とも引き続き、本市の市政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 28 回委員会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(終了)